

警察庁組織令の一部を改正する政令案要綱

一 長官官房に新たに政策立案総括審議官一人を置き、その所掌事務を定めるとともに、長官官房に置かれる政策評価審議官一人を廃止する。(第二条関係)

二 長官官房に置かれる審議官及び参事官の数を改める。(第三条及び第五条関係)

三 生活安全局生活安全企画課、少年課及び情報技術犯罪対策課の所掌事務を改める。(第十五条、第十七条及び第十九条関係)

四 長官官房に置かれる審議官(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものに限る。)のうち一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。(附則第二項関係)

五 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。(附則関係)